

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県
各指定都市

番号制度担当課・室 御中

個人情報保護委員会事務局

特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する規則及び特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件の関連資料の掲載等について（周知）

今般、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 27 条第 2 項に基づく特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号。以下「指針」という。）の再検討の結果、指針及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）を改正しました。下記のおり当委員会ウェブサイト等に関係資料を掲載しましたので、お知らせします。

教育委員会その他の執行機関、貴都道府県内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。以下同じ。）、貴都道府県に関係する一部事務組合及び広域連合等の特別地方公共団体並びに地方独立行政法人等の関係団体に対しても、周知いただくようお願いします。市町村へ周知いただく際は、市町村より、当該市町村の教育委員会その他の執行機関、当該市町村に関係する一部事務組合及び広域連合等の特別地方公共団体並びに地方独立行政法人等の関係団体にも周知いただくよう、依頼をお願いします。

なお、今後、今回の規則改正及び告示改正の趣旨及び内容に関する説明会を開催する予定です。詳細は別途御連絡します。

また、特定個人情報保護評価書を公表している全ての評価実施機関は、特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件（令和 6 年個人情報保護委員会告示第 1 号。以下「改正告示」という。）附則第 1 条ただし書に規定する施行期日（令和 6 年 10 月 1 日）以降、令和 8 年 3 月 31 日まで（附則第 2 条第 3 項に規定する経過措置の終了まで）の間に、新様式を用いた基礎項目評価書を再提出する必要がありますので、計画的な準備をお願いします。なお、新様式を用いた基礎項目評価書の実施状況については、施行日以降、調査を実施する予定です。改正後の

基礎項目評価書の記載事項については、施行日前においても、下記（１）に掲載している「様式２：特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）【令和６年１０月１日施行版】」において確認することが可能です。

記

１．掲載場所

個人情報保護委員会ウェブサイト（特定個人情報保護評価のページ）

URL：<https://www.ppc.go.jp/legal/assessment/>

２．掲載資料

（１） 「特定個人情報保護評価に関する規則の改正等について（令和６年４月１日）」の欄

- ① 特定個人情報保護評価指針の見直しについて（ポイント）
- ② 特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件（令和６年個人情報保護委員会告示第１号）〔新旧対照表〕
- ③ 特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する規則（令和６年個人情報保護委員会規則第１号）〔新旧対照表〕
- ④ 「特定個人情報保護評価指針の解説」の更新（令和６年４月１日）
- ⑤ 「特定個人情報保護評価の実施手順」の更新（令和６年４月１日）
- ⑥ 第２６５回個人情報保護委員会資料（令和５年１２月２０日）

（２） 「特定個人情報保護評価の実施手順」の欄

- ① 特定個人情報保護評価の実施手順（令和６年４月１日）
※ 改定版を掲載しました。変更箇所は（１）⑤を参照してください。

（３） 「特定個人情報保護評価に関する規則・指針・解説」の欄

- ① 特定個人情報保護評価指針（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第四号）
※ 本体について、改訂版を掲載しました。
- ② 特定個人情報保護評価指針の解説（平成２６年４月２０日個人情報保護委員会：令和６年４月１日最終改正）
※ 本体及び別添１～４（評価書様式）について、改訂版を掲載しました。別添１～３（記載要領）について、新たにマイナンバーガイドラインの主な参照箇所及び概要を記載しましたので、活用してください。

3. 補足事項

改正告示の施行に伴い、現行の基礎項目評価書の様式は、令和6年10月1日以降マイナンバー保護評価システムに提出することができなくなりますので、同日以降は、新様式を用いた評価書を提出するようお願いします。新様式については、準備が整い次第、マイナンバー保護評価システム及びデジタルPMOに掲載する予定です。

以 上

連絡先

個人情報保護委員会事務局 監視・監督室
保護評価班 穴戸、高舘

【TEL】03-6457-9768

【E-mail】system-pia@ppc.go.jp